

平成30年第2回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 平成30年11月14日 午前10時00分 開会
午後 4時50分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪珪
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	松村昇道
市民生活部理事	木村喜哉	都市整備部長	増井良之
産業観光部長	池原博文	保健福祉部長	巽重人
保険福祉部理事	中井浩子	教育部長	岸本俊博
教育委員会理事	吉川正人	上下水道部長	西口昌治
会計管理者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉村浩尚
書記	高松和弘	書記	山岡晋

6. 会議録署名議員 2番 梨本洪珪 3番 吉村始

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度葛城市一般会計補正予算（第4号）について）

日程第4 発議第10号 葛城市議会の議決すべき事件を定める条例を制定することについて

追加日程第1 葛城市議会議長の辞職について

追加日程第2 葛城市議会議長の選挙について

追加日程第3 葛城市議会副議長の辞職について

追加日程第4 葛城市議会副議長の選挙について

追加日程第5 葛城市議会常任委員会委員の選任について

追加日程第6 葛城市議会運営委員会委員の選任について

追加日程第7 議会改革特別委員会委員の選任について

追加日程第8 旧町時代における未処理金調査特別委員会委員の選任について

追加日程第9 道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員の選任について

追加日程第10 葛城広域行政事務組合の議会議員の選挙について

追加日程第11 奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員の選出について

追加日程第12 奈良県広域消防組合の議会議員の選出について

追加日程第13 議第55号 葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについて

開 会 午前10時00分

吉村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、平成30年第2回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、平成30年第2回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本臨時会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進みますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。

本臨時会に提出された議案は、市長より提出された議案として、議事日程記載の日程第3、承認第4号、また議員提出議案として提出された日程第4、発議第10号の2議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、閉会中に開催されました特別委員会の審査状況について、各委員長より報告願います。

まず、旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

14番、下村正樹君。

下村旧町時代における未処理金調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました第11回旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

委員会につきましては10月9日に開催し、第8回目と第9回目の委員会で実施した証人尋問において証言いただいた内容を踏まえ、未処理金を使用したとされている事項に係る新町農道整備工事や脇田・梅室線道路拡幅工事について、新たに4名の証人に尋問を行いました。新町農道整備工事については、土地売買契約書の作成経緯や登記手続などに関すること、また、脇田・梅室線道路拡幅工事については、その工事概要などに関することについて証言をいただいたところでございます。

以上、閉会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

吉村議長 次に、議会改革特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

9番、増田順弘君。

増田議会改革特別委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

委員会につきましては10月30日に開催をさせていただきました。葛城市議会基本条例の検証等について協議を行っております。これは、葛城市議会の最高規範として位置づけられております葛城市議会基本条例の第19条におきまして、条例の施行後において、議会活動の活性化を継続させるため、議会は、毎年1回、条例の目的が達成されているかどうかを検証し、見直しが必要であれば、基本条例を改正するなど適切な措置を講じなければならない、こういうふうに定められております。そのため、本委員会といたしまして、基本条例の条文の検証を行い、見直しの必要性について議論をさせていただいたところでございます。

委員からは、議員の資質向上を目的に開催しております議員研修につきまして、議員の政策形成並びに立案能力などの向上を図るため、幅広い分野の専門家との研修を更に積極的に開催していただきたいという意見、また、インターネット中継の録画配信の公開期間につきまして、現時点では会議録が市のホームページに掲載されるまでの期間のみとしているが、より多くの市民の方に録画配信をごらんいただけるよう、公開期間をもっと延長するべきではないかという意見があり、それらの意見を踏まえた上で今後の運営面を見直していく方向で決定をさせていただきました。

また、これらの意見以外にも、閉会中の各委員会の積極的な開催を求める意見などもございました。今後におきましても、葛城市議会基本条例の現状の条文を十分に活用しながら、葛城市議会が行政に対して更に積極的に提言を行っていけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

会議の概要につきましては以上であります。議会としての責務を果たし、市民の負託に応えていくためにも、葛城市議会としてできることから議会改革を進め、議会活動の更なる充実、強化を図っていかなければならないということを示し添えまして、閉会中に開催をいたしました審査状況についての報告といたします。

吉村議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については以上であります。

報告事項は以上でございます。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成30年第2回葛城市議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本臨時会の招集につきましては、地方自治法第102条第3項の規定に基づきまして招集をさせていただいたところでございます。提案いたします案件につきましては、承認案件1件となっております。提案時におきまして詳細をご説明申し上げますので、よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、臨時会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

吉村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、梨本洪珪君、3番、吉村始君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告願います。

10番、岡本吉司君。

岡本議会運営委員長 おはようございます。平成30年第2回葛城市議会臨時会の開催に当たりまして、去る11月7日、議会運営委員会を開催いたしまして、諸事項につきまして慎重に協議いたし

ておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、承認第4号につきましては専決処分の承認でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。次に、日程第4、発議第10号につきましては、上程し、提案者よりその内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行い、閉会といたします。

最後に、会期につきましては、本日11月14日、1日といたしたいと思っております。

以上でございます。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

吉村議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日11月14日の1日にする
ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日11月14日の1日と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長からの報告のとおり議案審査を行うことに
いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、承認第4号の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきまして、提案
理由を申し上げます。本案につきましては、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第4号）
についてでございます。

今年9月4日に近畿地方を縦断し、猛烈な強い風と雨をもたらした台風21号、9月30日に和歌山県に上陸し、葛城市の直近を通過した台風24号において、市内各地が被災し、公共施設の復旧に要する経費を計上したもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,480万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億7,779万6,000円とするものでございます。なお、本案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年10月3日付で専決処分を行ったものでございます。よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入りますが、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行
います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第3、承認第4号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第3、承認第4号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、発議第10号、葛城市議会の議決すべき事件を定める条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

12番、藤井本浩君。

藤井本議員 皆さん、おはようございます。ただいまより、発議第10号、葛城市議会の議決すべき事件を定める条例を制定することについてということで議員発議をさせていただき、そのことについて説明をさせていただきます。

具体的に申し上げますと、地方自治法第96条第2項に2つを追加するというものでございます。第96条とは何かということについて簡単に申し上げたいと思います。第96条というのは、第1項で、議会の議決を求められるものを決められています。例えば、予算、決算、条例の制定とか契約等が明記されているところでございます。その第2項と申しますのは、それぞれの議会でこれについては議決をしていこうということで第96条第2項というものがあられるわけございまして、その第2項が現在、葛城市では運用されていないわけでございます。そこに2つを追加するということをご説明を申し上げたいというふうに思います。

まず1つは、葛城市総合計画、計画期間におけるまちづくりの目標、将来像である基本構想の策定、変更または廃止に関することということについてでございます。これをまた簡単に申し上げますと、葛城市は、合併してから2度、総合計画というのを発行しております。1回目は、平成18年から平成28年までの10年間の総合計画が計画されてます。2回目が平成29年から平成38年までということですが、この中に大きな差がございます。1度目のときは、これは、総合計画を作成するというのが義務づけられておりました。よって、どこの自治体も総合計画を作成し、また、議会の議決を要したところでございます。平成18年のこのときは、私も振り返ってみますと、この議決に参加して、私自身、賛成討論をしてということも議事録に載っております。また、このとき反対討論もあって、議会の議決を経て総合計画ができています。ところが、平成23年に地方自治法が改正をされました。このとき、総合計画は、義務づけられていたものから任意というふうに変更になりました。義務づけが解除されたので、議会の議決も必要としないということになったわけでございます。作成しないところはそれでいいわけでございますけれども、葛城市におきましては、将来像を定める総合計画が必要であるという認識から、先ほど冒頭に申し上げたように、平成29年から10年間

の総合計画というのを決められたわけですが、これを議会の議決を求めず、議会の議決なしで策定されたというところがございます。今後におきましては議会の議決を必要とするというところに今回明記をさせてもらおうというのが1つ目でございます。

2つ目について申し上げます。2つ目は、姉妹都市または友好都市の提携または解消に関することというものでございます。これにつきましては、阿古市長が当選されて、就任されてすぐの平成29年3月議会で、友好都市についてどう考えているんだということを答えを求めましたところ、阿古市長から積極的な答えをいただきました。約2年以内にそういったものを求めてまいりたいと、こういったことで、私も非常に応援しなければならない、賛同しなければならないと考えていたところでございます。間もなくその2年が来ようということで、進んでいるのではないかというふうに思うわけでございます。

歴史を振り返ってみますと、私の出身である旧新庄町では、岡山県新庄村と山形県新庄市と友好都市関係にあったわけでございます。そのときどういう形で締結されたのかということ、歴史をひも解き、振り返ってみると、昭和61年、当時の町長でございました足高晋町長が、やはり議会の議決を求められているわけでございます。昭和61年6月でございました。そのときの文言は、議員の皆さんとの議決を経て、そして、昭和61年8月、2カ月後に友好都市の締結をしてまいりたい、このようなことで、当時、もう30年以上前ですけども、そういう繊細な気持ちを持って友好都市の議決を求められた。私は、かなり前の話でありますけども、ここへ来て非常に大切であろうというふうに思います。何が大切か。やはりこれは、私の思いとして強い思いがあるのは、成功させなければならない、市民一体となってやらなければならないという強い気持ちがあるから、このようなことが必要であると。今申し上げた先人の足高町長がそうされた、そういうことを見習って、また継承して、それを発展的に運用しなければならない、このように考えております。

市と言われる中で調べてみますと、全国を見て、第96条第2項、議会それぞれが議決事項を任意で決定するというのが、市の中で95%の市が運用しているところがございます。葛城市議会基本条例もつくりながら、この部分については、私はややおくれているのかなというところがございますので、今申し上げましたことを皆様方にご賛同いただきまして、特に間近に迫りました友好都市をぜひ成功させますことをお願いして、私の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

吉村議長 これより質疑に入りますが、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、発議第10号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

4番、奥本君。

奥本議員 ただいまご提案のございました地方自治法第96条第2項の発議第10号に関しまして、私は、

時期尚早ではないかとの立場で意見を述べさせていただきます。

まず、これまでの話し合いの経緯を説明させていただきます。議会基本条例に地方自治法第96条第2項を追加することにつきましては、本年9月5日に開催されました非公開の議会改革特別委員会協議会において提案がございました。その際、議会基本条例制定時の作業部会当事者でもありました委員長より、当時、第96条第2項を入れることについては、白熱した議論を経てもまとまらなかったため、その後の議会改革特別委員会の中で議論していく宿題となっている旨の説明がございました。また、その際、制定当時の委員長からも、基本的には全員一致の原則で取り組んできたとの説明もいただきまして、それを踏まえて各委員よりさまざまな意見が出ました。しかし、最終的には、その日は委員長の、次回の委員会か協議会で引き続き議論していくというお言葉で終わっております。そして、続く10月2日の、同じく非公開の議会改革特別委員会協議会におきまして、その場では行政側にもお越しいただきまして、友好都市の現状について説明いただきました。また、その際、市長からは、相手があるので、葛城市が議決案件にしてしまうと相手方の自治体の手続がどうなるのかという話にもなることも考えられるので、もう少し柔らかい形で見守ってほしいとご答弁がございました。

その後、各委員からは、相手があることなので今急いで決めなくてもよいと考える。議会基本条例に、第96条第2項を追加することについては賛成するが、そこに友好都市の締結を入れることについては、今の段階で結びつけることができない。また、ほかにも、時期尚早だと思うという意見が多く出されております。それらを踏まえまして、そのとき委員長は、友好都市については時期尚早であるとか、市が進める友好都市締結に支障を来すという反対の意見が多かった。また、議会基本条例は全員一致が原則であるということから、今回、議決事項の追加については、条例の見直し作業において、今年度はなかったことにすることによって終わっております。

その後、10月30日に開催されました公開会議である議会改革特別委員会の冒頭で、委員長は、議会の議決事項の追加については、本日の委員会で結論を出すのではなく、葛城市議会の検討課題として今後協議していただければと思っておりますということをおっしゃって、この議題についての詳しい説明、また、それまでの2回の協議会での議論の内容については全く触れられませんでしたので、この問題については制定時の振り出しに戻して、今後の議会改革特別委員会の宿題として継続審議するという認識でございました。ところが、日もたたないうちにこのような議員発議がございました。議員発議自体は議員の権利なので異を唱えるものではございませんが、制定時に議会改革特別委員会の場で継続して考えることとなつたことを考慮せずに、このような発議という形になったことに対しては非常に残念に思っています。また、議会改革特別委員会を仕切る立場の方々名前を連ねていることについても違和感が残ります。

以上がこれまでの経緯でございます。私自身は、このご提案の意味については理解もできますし、葛城市議会が今後よりよい市政運営に貢献するために必要な内容であるものと、おおむね賛成ではあります。次の3点で、どうしてももろ手を挙げづらいのです。

1 番目、そもそも議会改革特別委員会の宿題とされていた内容であること。

2 番目、議会改革特別委員会の場に出た時期尚早であるという意見は尊重すべきであること。

3 番目、全員一致の原則を崩してまで議員発議に持ち込み、急いで結論を出す必要があるのかということ。

この3点より、現時点では、この提案についてはこの場で結論を出す必要はないと考えます。議決については、賛成か反対かしかございませんので、どうしても反対に投じざるを得ませんけども、継続して議論を進めていきたいという意味での反対票であることを申し添えておきます。

以上です。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

9 番、増田君。

増田議員 賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、反対の討論がございました。第96条の議決事項の追加の件でございますけれども、追加事項を定める方法には、2つの手法があるというふうに私は認識をしております。

まず1つは、議会基本条例の中にこの追加事項を定める手法。それから、もう一つは、葛城市議会の議決をすべき事件を定める条例というものを、独立した形で条例を制定する方法、この2つの方法があるというふうに認識をしております。当初、藤井本議員の方が、この条例について検討しておるといってお話をご本人から聞かせていただきました。私としては、そういう事例については基本条例を定める議論の中で採用すべきか、採用しないべきかという議論を、議会改革特別委員会の場でこのことについて委員の皆さんからご意見を頂戴したいということで、委員の皆さんにお諮りいたしました。その中でいろいろと時期尚早等々の意見もございました。なかなか議会改革の議論の場では意見がまとまらなかった。また、当時の議会改革特別委員長のご意見のあった中に、この議会基本条例の制定に当たっては全会一致の合意形成をもって進めてきたと、こういうふうなご意見もあったことから、この基本条例の中に追加事項を定めることについては進めにくいということから、独立した形で条例を定める、こういう方法にかわったという経緯でございます。

先ほど提案者からご意見がありましたように、全国の市の中でこの条例を定めておる市が95.7%にも及んでいる。どういう理由かといいますと、第96条を見てみますと、地方自治法に15項目にわたって議決すべき事項が定められております。しかしながら、各地方自治体の中では、それでは十分ではないというふうなことから、それぞれの地方自治体が必要に応じて追加項目を挙げておられると。葛城市においても、この15項目に当てはまらない議決すべき事項が当然あるわけでございますので、先ほど2点述べられましたけれども、今後においても、地方自治法第96条の追加事項の設置の必要性はあるというふうに判断して、賛成の討論とさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

6 番、谷原君。

谷原議員 私は、藤井本議員が提案されました葛城市議会の議決すべき事件を定める条例案に、基本的に反対の立場で討論いたします。

今も発言の中でほかの議員からも多々紹介がありましたけれども、地方自治法第96条第2項の問題についてでありますけれども、少しさかのぼってお話ししたいと思います。国と地方自治体の関係において、中央集権から地方分権へという大きな流れがございます。第1期地方分権改革、当時の地方分権推進委員会は、古い話ですけれども、平成9年の第2次勧告におきまして、地方議会の活性化を図るため、地方議会の機能強化措置の1つとして、地方公共団体は議決事件の条例による追加を可能とする規定、これは地方自治法第96条第2項でありますけれども、その活用に努めることを明記しております。また、先ほど来、ご発言があったように、市町村の基本構想、葛城市では総合計画に当たるものでありますけれども、平成23年の地方自治法改正で、地方議会で議決する義務がなくなりました。しかし、市町村の将来にかかわる重要事項であるため、地方自治法第96条第2項に基づいて、議会で議決する事件として定めている市議会が、議会事務局から提出いただきました資料によりますと、平成28年12月31日現在、全国で66.0%に上っております。日本共産党の私の前任である白石栄一前議員も、地方自治法第96条第2項に基づいて、葛城市総合計画、議会での議決事件にすべきであることを議会改革特別委員会において主張されてきました。しかし、そのときにはいろいろと議論があってそうはならなかったわけでありまして、日本共産党といたしましては、議会の権限を強化し、地方議会の活性化するために、地方自治法第96条第2項に基づいて議決事件を定めることには基本的には賛成しております。

では、なぜ今回の条例案に反対するのかであります。その理由は2つあります。1つは、先ほど慎重な意見ということでしょうけれども、奥本議員の方からありました提案に至る経過について、やはり議会運営のあり方の上から大きな問題があるからであります。もう一つは、姉妹都市または友好都市の締結または解消に関することを、先ほど来からありますが、現時点で議決事件にするのかどうかであります。

まず最初の、議会運営のあり方に反しているのではないかという点について説明をいたします。先ほど来、詳しく奥本議員から経過についてご説明がありました。問題点は、葛城市議会の最高規範である葛城市議会の基本条例の中に、第4章に、議会と行政の関係という章がありまして、その中にきちっと位置づけて、これを入れるのか、それとも議会改革特別委員会と関係なく、議員発議の条例としてこれを決めていくか、この大きな違いであります。日本全国の状況は、これは総務省のホームページなどに、古い資料ですけれども、平成24年の調査が載っておりますけれども、全国では両方あります。独立させて議会で議決すべき案件としての条例を定めているところと、それから、議会基本条例の中に取り入れてきちっとやっているところと2つあります。しかし、葛城市では既に議会基本条例ができているわけでありまして、議会改革特別委員会の中で最初から総合計画、あるいは友好都市の問題をどう取り扱うかということが、議会改革特別委員会の協議会の中で議論されてきたわけでありまして。

そこで、先ほど来から発言がありました。そこで十分、全会一致を見なかったわけであり

ます。そこで、もう一つのやり方である議員発議による独立された条例として定めようという提案が今回の提案であるかと思えます。しかし、ここに私は問題があると思うんです。このように議会改革特別委員会において、全会一致の慣例により取り上げることは困難であるという結論が出た案件を、議員の提案権を使って本会議の採決に委ねるといふことのあり方は、議会運営の根幹を崩すことになるのではないかと考えます。そして、今後の議会運営のあり方に大きな困難をもたらすことになるのではないかと考えております。と申しますのは、議会改革特別委員会で議論してきたことは、過去の議事録を見ましても、議員定数や、あるいは議会基本条例のように、議会という土俵をつくる、そういう議論をしているわけであり、議員の中には意見の違いがあります。対立もあります。しかし、同じ土俵の上に上って、そういう議論をぶつけることができる。それは共通の土台があるからだと思うんです。それを全会一致で先人たちは築き上げてきた、そういう慣習を、慣例を大事にしてきたんだらうと私は思っているわけであり、もし、今後、議会改革特別委員会で議論したけれども、あるいは議論もされなくて、突然、本会議に提案されるようなことを許すならば、これは、議会改革特別委員会が真剣に熟議を尽くす場にはなっていない。つまり、少しでも異論が出たら、はい、じゃあ、本会議でいきますというふうなことになるから、私は、まさに議会が、ある意味では自殺行為になるのではないかというふうなことを懸念しておるわけであり、ですから、議会の土俵をつくる問題については、合意を大事にして粘り強くやっていく。そのために総合計画につきましても日本共産党は、前議員のときに主張してきたわけであり、合意を大事にして、そういうことは無理にやらずに長い経過を待ってきたわけですので、そういう点から議会運営上どうかということについて問題点があるということで、私は反対したいと思うのであります。

そこで問題になるのは、法律で議員提案権、認められているじゃないかと、これは非常に大きい権限でありますから、それを行使するのは当然であるという考え方もあろうかと思えます。そこで、議会の慣習と法律上の問題ということを考えて、もし、そういうことを行使して、ある意味では議会の長年培われてきたルールである慣例を破ることになれば、例えば、具体例を出します。きょうでも議長を選出ということがあろうかと思えますけれども、これも葛城市議会は慣例で、1年で大体辞表を出して辞職する。これは紳士協定だと思います。しかし、法令では議員の任期中ということになっているわけですから、日本全国でも市町村の中で4年間、任期中議長を務められている地方議会が多いわけであり、しかし、葛城市議会はそういう慣例を大事にしてやってきたわけであり、慣例を一方的に壊すということがあれば、はっきり言ってめちゃくちゃになると。ですから、私としては、議員の提案権を使ってこれを持ち出すということは、確かに権利ではあると思えますし、そういう議論を尽くすことは大事だと思いますけれども、私としては、議会改革特別委員会の中で議論もされ、提案もされ、検証もされてきたことですので、それを大事にやっていただきたいと思いますところであり、

さて、もう一つの反対理由でありますけれども、姉妹都市または友好都市の提携または解消についての議決案件とすることであり、これにつきましては、平成28年度12月31日現

在で、先ほど申しました議会事務局の資料によりますと、全国で97市、11.9%が議決案件にしているにすぎません。これにつきましては、先ほど来からご発言があったように、相手方のある話でありますし、これについては慎重にやった方がいいのではないかというご意見もあり、それで慎重な扱いになっているわけであります。しかしながら、これは議決しなくていいということではないと思います。先ほど藤井本議員がおっしゃったように、前新庄町時代にはちゃんと議決案件として理事者側は提案されておられるわけですから、私は、この案件についても理事者側の方から、たとえこういう第96条第2項として条例化がされなかったとしても、これについては全市民が協力する、議会も協力してやっていくという観点から、それは議案としてぜひ出していただきたいと思うのでありますけれども、必ずしも議決案件に私は反対しているわけではございません。ちゃんと市民の意見を反映するようにするのが望ましいと思っておりますけれども、これを条例として義務づけるということについては時期尚早であるというご意見が多数であったわけでありますから、そういうことを尊重して、全員一致して気持ちよくこのことについても議論ができる、そうした土俵をつくっていただきたいと思っております。

最後に一言述べたいと思っております。葛城市議会では、議会改革特別委員会のもとで議会改革を進めてまいりました。先ほどもご報告がありましたように、インターネット配信、その録画、議員の資質向上させるための研修のあり方など、意見の違いがあっても合意を大切にしながら進めてきたのだらうと思っております。そうした積み重ねを壊すようなことが、私はあってはならないと。議会を活性化するために議会の権限を拡張することには基本的に賛成でありますけれども、議会運営のあり方を壊すようなことが疑われるような、そうしたことは本末転倒であるのではないかと私個人は思っております。葛城市は前市政のもとで大きな不祥事があって、議会の監視機能がどうだったかということは議会としても検証していかなければいけないと思っておりますけれども、議会がこれから一致してやっていくべきときに、もうちょっと慎重に、私はこの問題については扱うべきであろうと。できたらこの案については一旦、本当は私は議会運営委員会でも申し上げたのですが、差し戻してもう1回慎重に、何らこの問題について異論を強く述べる方は余りいらっしやらなかったもので、できるだけ全員で一致した成案を見て、提案すべきものであろうと考えております。そういうふうな観点から、私はこの案に反対したいと思っております。

以上です。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

15番、西川君。

西川議員 私は、内容も含めてですけれども、議員発議をすることそのものに賛成でございます。

議会改革特別委員会で先ほど反対の方々の意見を聞いておりますと、議会改革で全会一致でないと議員発議の条例制定の働きをするのは、議会を何か混乱させるというふうな意見がされておりますが、日本共産党としてというふうな意見も言われましたけれども、僕はこれ、本末転倒ではないかと思っております。全会一致にするということ自体が、その議員本来の権利、権限をそこで縛ってしまうと。ちゃんと地方自治法できちっと議員の権利、権限で、条例制

定やいろいろやることが私らの本来の役目であるのに、それを、全会一致でないとあかんと
いうような縛り方をすること自体が、議員の本来の働きを縛ってしまう。僕はそのこと自体
が恐ろしいです。せやから、幾ら少数意見であろうが何であろうが、議員発議をするという
権限を、どんな形であろうと縛ってはならないというふうに思っております。

それと、内容につきましては、総合計画についても友好都市についても、友好都市なんて
いうことになったら議員間交流も出てくるわけですから、そのときにどことどういふような
交流をするのかというのは、議会もそういう想定のもとできっちりと議会に諮って、議会の
議決をちゃんともろうて、責任を持って友好都市を行政側と議会側も一致して、そのように
運んでいくのが葛城市のあり方やし、総合計画に関しても、責任を持った形で理事者と議論
をし、議会も議論をして、将来の変更であるとか、制定であるとか、廃止するとかというよ
うなことは、総合計画についても議会が責任を持って議決をしていくということは当然のこと
とやと思います。

この内容も含め、議員発議を全会一致でないとなんていうふうな縛り方は一切あってはい
けない。ただ、議会が円満にいくように、そこのところを努力するのは当たり前のことであ
りますので、それを否定するものではありません。そういうふうに合わせていけたら、そう
いうふうに一致できていったら、それにこしたことはないんですけども、そこで一致せえ
へんからいうて議員発議まで縛ってくるような形は、私は賛成できません。ですから、この
発議に関しては、私は賛成をさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

1 番、杉本君。

杉本議員 私も、発議第10号、葛城市議会の議決すべき事件を定める条例を制定することについて、
賛成の立場で討論いたします。

当初から私は賛成でしたけども、これからの葛城市、または未来の葛城市のことを考えて、
特に姉妹都市、友好都市の提携または解消に関することは、今後の市民の皆さんに聞かれた
ときでもしっかりと説明できるように議会の議決は必要だと考え、賛成させていただきます。
以上でございます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

7 番、内野君。

内野議員 私も、発議第10号、賛成の立場で討論させていただきます。

私たち、市民の負託を受けた議員として、市の方向性の意見を言える場があることは非常
に必要だと思います。という理由において私は賛成をさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

11 番、西井君。

西井議員 私、基本条例の制定をするときに、作業部会とかいろんな形で参画させてもらったわけ
でございます。基本条例の中でただいまの問題をやるのについては、基本条例を制定するの
には議員全員に係る問題ということで、全員に係る問題についてはできるだけ全員で検討し
ようと。基本条例を制定するのと発議とは別の問題であって、発議については、議員各位の発

議権も含めて自由に使ってもらおうというのは当然であると思っております。基本条例を変えるについては、全員にかかわる問題です。だから、できるだけ全員一致の原則という形で基本条例を制定させてもらったという経緯でございます。発議権を行使されて、その発議自身について賛同者は賛同し、反対者は反対するという権限は自由でございます。私自身も基本条例の中で変えていくのやったら全員一致の原則ということの中で時期尚早であろうということでございますが、ただいま発議されている条例については、積極的に条例として進めるべき立場ではないかと私個人は思っております。

以上でございます。賛成の立場で討論させていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

2番、梨本君。

梨本議員 私は、葛城市議会の議決すべき事件を定める条例の発議に当たりまして、先ほどの奥本議員の意見とほぼ同じなんですけれども、今回、反対の立場から討論させていただきます。

先ほど奥本議員からもありましたように、この案件に関しましては、まだ十分に議論がされていないという中での今回の発議であるというふうに考えております。内容に関して反対するものでは決してございませんが、もう少し議会の中で十分にもんだ上で、しっかりと議会の総意をまとめた上で提案するという形の方がふさわしい案件ではないかというふうに考えております。

以上の立場から、今回は賛成か反対かと言われますと、反対の立場での討論とさせていただきたいと思っております。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

3番、吉村始君。

吉村始議員 私も、今までの議員の皆さんの討論を聞いておりまして、どうしても賛成はしかねる。賛成か反対かという、反対という立場で討論をさせていただきたいと思っております。

議会改革特別委員会のもとで今まで話し合いはされてきたわけであり、そして、その中で十分にまだ話し合いが煮詰まってない。今の経緯を伺っておりまして、奥本議員、そして梨本議員がおっしゃったことともほとんど一緒なんです。かぶりますのでもう述べませんけれども、私としましては時期尚早といいますか、もっと議会というのは議論をしっかりと深めていくというのが議会だというふうに思っております。そういう意味で、結論を急ぐということにつきましては、そのことを十分に役割を果たせていかない、今後のこともございますので、こちらの方は丁寧に、もっと時間をかけてやるべきであるというふうに私としては思っております。そういう意味で反対ということで討論させていただきました。

吉村議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第4、発議第10号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は

反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

吉村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時15分

川村副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長の都合により、私がかわって議長の職務を行います。

先ほど、私のもとに吉村優子議長より、葛城市議会議長の辞職願が提出されました。

ここでお諮りいたします。この際、葛城市議会議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村副議長 ご異議なしと認めます。よって、葛城市議会議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、葛城市議会議長の辞職についてを議題といたします。

議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

局長。

中井事務局長 辞職願。このたび、都合により市議会議長の辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成30年11月14日、葛城市議会議長吉村優子。葛城市議会副議長川村優子様。

以上でございます。

川村副議長 お諮りいたします。

吉村優子君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村副議長 ご異議なしと認めます。よって、吉村優子君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

(吉村優子議員 復席)

川村副議長 ただいま議長が欠けました。この際、葛城市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村副議長 ご異議なしと認めます。よって、葛城市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2、葛城市議会議長の選挙についてを議題といたします。

議長選挙を行います。

議長選挙は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村副議長 ご異議なしと認めます。よって、議長選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

川村副議長 ただいまの出席議員は15名であります。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、4番、奥本佳史君及び5番、松林謙司君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効といたします。

(投票用紙配付)

川村副議長 投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

川村副議長 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

川村副議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

(投票)

川村副議長 投票漏れはありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

川村副議長 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

川村副議長 それでは、開票を行います。

4番、奥本佳史君及び5番、松林謙司君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

川村副議長 それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票15票であります。無効投票0票であります。

有効投票中、藤井本浩君9票、吉村優子君6票、以上であります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、藤井本浩君が葛城市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました藤井本浩君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

藤井本浩君、当選の承諾及びご挨拶を、登壇の上、お願いいたします。

藤井本議員 それでは、皆さん、本当にありがとうございます。思い起こしてみますと、私は副議長をしたときのことを思い出してまして、先ほど事務局で調べてもらいますと、平成18年12月から平成19年12月まで、1年間副議長をさせていただいたという記録が残っております。そのときの議長は野志議長でございました。早いもので、あれから12年たってるなど。かなりの年数がたって、この職に立たせていただく。挨拶の中で重責にという言葉をよくお使いになりますけども、私にとりましてそういった意味でも本当に重いというものを実感、また、感じておるところでございます。この間、充電をしまいたつもりでございますし、それを今の葛城市議会のこれからの運営にぶつけてまいりたいと、このように考えております。

今の時代背景を見てみますと、葛城市にとりましては、新市建設計画の最終段階にある、非常に大切な時期でもございます。そんな時期に、今の議会は一つになって頑張っていかなければならない。それと、基本に戻って二元代表制ということに基づいて、議員の役割ということに邁進していく。これが今の我々に求められているところであろうかというふうに思います。

間もなく、平成の時代が4月で終わって、来年5月から新しい元号になると。ただそれだけに終わるのでなく、葛城市も新しいものをつくり上げていきたいというふうに、私が今まで培った、充電したその分をこういったところでぶつけてまいりたいというふうに思います。

今、葛城市では2つの調査特別委員会がございます。今までも、そして、葛城市の将来、振り返ったときに、こういうことは余りないであろう。今、本当に皆様方、私も含めまして、非常に大事なところにある。これを何とか市民のために、すばらしい葛城市をつくるために精いっぱいやっていくつもりでございます。そのために皆様方のご協力を得ながら邁進してまいりたいと思います。どうかこれからよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

川村副議長 これで私の職務は終わりましたので、議長と交代をいたします。

ご協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着き願います。

(藤井本議長 議長席に着席)

藤井本議長 ただいまから議会運営に当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

早速になりますけど、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時33分

再 開 午前11時50分

藤井本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、副議長の川村優子君より、葛城市議会副議長の辞職願が提出されました。

ここでお諮りいたします。この際、葛城市議会副議長の辞職についてを日程に追加し、直

ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、葛城市議会副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3、葛城市議会副議長の辞職についてを議題といたします。

副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

局長。

中井事務局長 辞職願。このたび、都合により市議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

平成30年11月14日、葛城市議会副議長川村優子。葛城市議会議長藤井本浩様。

以上でございます。

藤井本議長 お諮りいたします。

川村優子君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、川村優子君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

(川村議員 復席)

藤井本議長 ただいま副議長が欠けました。この際、葛城市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、葛城市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4、葛城市議会副議長の選挙についてを議題といたします。

副議長選挙を行います。

副議長選挙は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、副議長選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

藤井本議長 ただいまの出席議員は15名であります。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、6番、谷原一安君及び7番、内野悦子君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効といたします。

(投票用紙配付)

藤井本議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

藤井本議長 異状なしと認めました。

これより投票に移ります。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

(投票)

藤井本議長 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

藤井本議長 開票を行います。

6番、谷原一安君及び7番、内野悦子君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

藤井本議長 開票の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票15票、無効投票0票であります。

有効投票中、川村優子君9票、奥本佳史君6票、以上であります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、川村優子君が葛城市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました川村優子君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

川村優子君、当選の承諾及びご挨拶を、登壇の上、お願いいたします。

川村議員 ただいま、皆様の選挙によりまして当選をいただきました川村優子でございます。前回、引き続きまして、また副議長というお役目をいただいたわけでございますが、また心機一転、私は今、議会にいろいろとあります課題を、藤井本議長とともに誠心誠意、精いっぱい頑張らせていただく所存でございますので、どうぞ皆様のご協力のもと、よろしく願い申し上げます。簡単でございますが、副議長としてのご挨拶を申し上げます。よろしく願いいたします。

藤井本議長 ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後4時35分

藤井本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。
お諮りいたします。

先ほど、市長から議第55号議案の提出がありました。

この際、ただいま配付しております議事日程記載のとおり、議第55号議案のほか8件について、日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第5、葛城市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました葛城市議会常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、各常任委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました各常任委員会の委員長及び副委員長をご報告いたします。

総務建設常任委員会、委員長、増田順弘君、同じく副委員長、松林謙司君。

厚生文教常任委員会、委員長、内野悦子君、同じく副委員長、奥本佳史君。

以上であります。

次に、追加日程第6、葛城市議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました葛城市議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

議会運営委員会、委員長、西川弥三郎君、同じく副委員長、増田順弘君。

以上であります。

次に、追加日程第7、議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

議会改革特別委員会、委員長、杉本訓規君、同じく副委員長、吉村始君。

以上であります。

次に、追加日程第8、旧町時代における未処理金調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました旧町時代における未処理金調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指

名をいたします。

なお、委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

旧町時代における未処理金調査特別委員会、委員長、下村正樹君、同じく副委員長、西井覚君。

以上であります。

次に、追加日程第9、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名をいたします。

なお、委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会、委員長、西井覚君、同じく副委員長、梨本洪瑠君。

以上であります。

次に、追加日程第10、葛城広域行政事務組合の議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことと決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

葛城広域行政事務組合の議会議員に川村優子君、そして私、藤井本浩を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました両名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました川村優子君、そして私、藤井本浩が葛城広域行政事務組合の議会議員に当選いたしました。

両名が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、追加日程第11、奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員の選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、奈良県葛城地区清掃事務組合同約第5条第1号及び第2号の規定により、選出する4名の組合議会議員のうち2名は議長、副議長が当たることになっており、同条第3号の規定により、2名を議会から選出することになっております。

選出の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員には内野悦子君、奥本佳史君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました両名を、奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました内野悦子君、奥本佳史君並びに副議長、川村優子君、そして私、議長、藤井本浩を、奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員に選出することに決定いたしました。

次に、追加日程第12、奈良県広域消防組合の議会議員の選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、奈良県広域消防組合同約第5条第1号の規定により、議会から1名選出するものであり、選出の方法につきましては議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

奈良県広域消防組合の議会議員に、私、藤井本浩を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました私、藤井本浩を、奈良県広域消防組合の議会議員と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、藤井本浩を、奈良県広域消防組合の議会議員に選出することに決定いたしました。

(吉村優子議員 退席)

藤井本議長 追加日程第13、議第55号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第55号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、議会議員から選出されております監査委員の藤井本浩氏から、本日11月14日付をもって辞任願が提出されましたので、新たに議会議員として人格、見識ともにごすぐれている吉村優子氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくご審議いただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第55号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(吉村優子議員 復席)

藤井本議長 以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には、慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして議会運営が極めて円滑に進められましたこと、さらには、新たな議会構成ができましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。これをもちまして臨時会を閉会するわけですが、来月には12月定例会も控えておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 臨時会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

平成30年第2回葛城市議会臨時会の全日程を終え、閉会の運びとなりました。提案いたしました議案につきましては、議員各位のご審議を賜り、承認または選任同意をいただきましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。また、本臨時会におきまして、議長、副議長並びに各委員の選任に伴いまして、新たな議会構成がなされたところでございます。葛城市の更なる発展に向けて精いっぱい頑張り、取り組んでまいりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

藤井本議長 以上で平成30年第2回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後4時50分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 藤井本 浩

議 会 前 議 長 吉 村 優 子

議 会 前 副 議 長 川 村 優 子

署 名 議 員 梨 本 洪 珪

署 名 議 員 吉 村 始